

紫式部ゆかりの天津周遊促進キャンペーン周知ツール等制作業務  
仕様書

1 委託業務名

紫式部ゆかりの天津周遊促進キャンペーン周知ツール等制作業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

3 委託料

(1) 委託料上限

4,200,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

(2) 支払い

業務完了後、一括で支払う。

4 業務目的

紫式部が主人公の令和6年大河ドラマ「光る君へ」の放送を契機として、本市来訪者に対して周遊促進キャンペーンを実施する。本業務においては、当該キャンペーンのPRや市内周遊方法を提案する周知ツール等を制作することで、来訪者の市内周遊及び滞在時間の増加、市内での消費を促進させることを目的とする。

5 周遊促進キャンペーン概要及び本業務の役割

石山寺境内で開催予定の「びわ湖天津 光る君へ 大河ドラマ館／源氏物語 恋するもののあはれ展」をはじめ令和6年に石山寺や三井寺周辺で実施する展示拠点の来訪者等を対象に、市内の物産店や飲食店など特定の施設で特典を受けることができ、お得に市内を周遊できるキャンペーンを実施する。キャンペーンタイトルや対象者、特典受取方法（提示するもの等）の詳細は今後検討することとしている。なお、キャンペーン参加施設の募集については、協議会が中心となり実施する。

本業務において、本市来訪者が当該キャンペーン概要や参加施設の情報を得ることができ、さらに市内周遊方法を提案するツール等を制作することで、キャンペーン参加及び市内周遊促進を目指す。

6 業務内容

(1) キャンペーン周知ツールの制作

展示拠点来訪者などを中心として市内来訪者に対し、キャンペーン概要や参加施設情報の周知並びに市内関連情報を掲載する紙媒体のツール及び参加施設を紹介するランディングページを制作すること。

ア 紙媒体ツールの制作

(ア) 掲載内容は以下とする。ただし、提案によりそれ以外の内容を掲載することも可能とする。

- ・ キャンペーン概要

- ・参加施設情報の取得情報
  - ・市内周遊につながる市内関連情報
- (イ) 仕様は A3 両面カラー 2 つ折り（仕上がり A4 × 4 ページ）を基本仕様とするが、制作する紙媒体ツールは来訪者が手に取りながら市内周遊を楽しめるツールとするため、基本仕様にこだわらず、それ以外の仕様を提案することも可能とする。
- (ウ) 参加施設の情報ランディングページにて紹介することを想定しているため、制作する紙媒体ツール上でそのことについて説明し、ランディングページに誘導できる内容とすること。

## イ ランディングページの制作

- (ア) 参加施設の情報掲載するランディングページを制作すること。本業務において受託者側が掲載する施設数は 50 件程度を想定している。
- (イ) ページの基本構成は以下のとおりとする。ただし、提案によりそれ以外の内容を掲載することも可能とする。なお、構成の詳細は委託者と協議の上決定する。
- ・キャンペーン概要（事業名、実施期間、実施内容、パンフレット配架場所等）
  - ・参加施設情報（施設名・施設紹介文・住所・営業時間（休業日）・特典内容・写真・電話番号・関係 URL 等）
- (ウ) ページには以下の機能を搭載すること。ただし、提案によりそれ以外の機能やコンテンツを搭載することも可能とする。
- ・参加施設検索機能  
エリア、ジャンル、フリーワード等により施設を検索できる機能を搭載し、利用者が知りたい情報を容易に得ることができるページとすること。
  - ・参加施設の追加修正機能  
本業務後、キャンペーン実施期間中において、参加施設の追加や修正を委託者が実施できるよう CMS を導入すること。また、導入した CMS の操作マニュアルも準備すること。
  - ・レスポンス対応  
基本的にはスマートフォン端末での閲覧を想定したページ構成とし、PC やタブレットでも快適に閲覧できるようレスポンス対応とすること。
- (エ) その他
- ・サーバー、ドメイン、SSL は受託者にて用意し、セキュリティ対策を適切に施すこと。また、本業務期間内においてページ公開にあたり発生する費用については委託料に含めること。
  - ・協議会特設 HP からのリンクも想定しているため、リンク用バナーを制作すること。なお、リンク先でのバナー掲載作業は別途行うため、本業務には含まない。

## ウ 納品等

周遊促進キャンペーンの実施期間は令和 6 年 2 月末から令和 7 年 1 月末までを予定しているため、上記ア・イの制作物については下記のとおり納品等を行うこと。

- (ア) キャンペーン周知ツール
- ・納品期限 令和 6 年 2 月末

- ・納品部数 6万部
- ・納品場所 大津市内2箇所を想定（大津市役所・石山寺）

詳細は協議の上決定する。

(イ) ランディングページ

- ・公開期間 令和6年2月末～令和7年1月末
- ・納品物 CMS操作マニュアルなど、委託者での操作に必要な書類等一式  
納品物の納品期限は公開日とする。

(2) 周遊を促進するシーズン企画の提案

周遊促進キャンペーンと併せて、市内来訪者の実際の市内周遊を促進するシーズン企画を提案すること。

ア 提案にあたっての企画方針

具体的な周遊方法を来訪者に提案する企画とすること。2～3か月程度の実施を想定し、シーズン（春・夏・秋など）やターゲット（大河ドラマファン・20～30代女性など）設定、テーマを変更することにより、キャンペーン期間中に複数回の実施が計画できる企画とすること。

イ 企画提案内容

モデルコースの提案やスタンプラリー企画などを想定しているが、それ以外の企画を提案することも妨げない。ただし、企画参加者への特典等の設定を提案する場合は応募用ハガキによる抽選の実施ではなく、現地で受け取ることでできる参加賞の形式を取ること。（先着順として構わない。）

なお、企画の実施に必要な備品・消耗品の準備は本業務の委託料に含めること。参加賞については委託者にて準備するノベルティ等を想定しているため、本業務の委託料には含めないが、提案により本業務にて制作することも可能とする。

キャンペーン期間中の複数回の実施について、シーズンやターゲット設定を変更してどのようなテーマによるシーズン企画が考えられるか提案に含めること。

ウ 春シーズン企画の実施

企画内容に基づき、キャンペーン開始の令和6年2月末から5月上旬頃にかけての春シーズンにおける企画を実施するために必要な準備をすること。企画実施及び周知に必要な紙媒体ツール制作及び関係先との調整等について委託者と調整の上実施すること。なお、紙媒体ツールの印刷部数は1万部程度を想定すること。（提案によりその限りではない。）

エ 来年度の企画の実施

春シーズンの企画実施後、来年度においても委託者にて2、3回実施することを想定し、制作したツール等についてはデザインや文言修正の対応が可能な形式でデータ納品すること。

(3) 特記事項

ア 本市の紫式部とのゆかりや協議会ターゲット・取組内容等を十分把握し、企画提案すること。

参考：大津市 HP 大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進協議会関連ページ

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/025/1604/g/kanko/hikarukimie/index.html>

イ 大河ドラマ「光る君へ」で注目される紫式部、源氏物語、平安時代といった要素を上手く活用した業務とすること。

ウ 本業務において制作するキャンペーン周知ツール（紙媒体）及び周遊企画ツールを来訪者が手に持ちながら市内周遊をしてもらうことを想定し、ツール自体が来訪者の市内周遊を促進できるような仕様やデザインとなるよう工夫すること。

## 7 成果物

### (1) 成果物

ア 業務実施報告書

紙媒体 2 部、電子媒体

イ キャンペーン周知ツール

紙媒体 6 万部、電子媒体

電子媒体は、編集可能な形式（AI データ等）及び PDF データの両方

ウ ランディングページ

ホームページ操作マニュアル 紙媒体 2 部、電子媒体

エ 周遊促進企画制作物

紙媒体 1 万部程度、電子媒体

電子媒体は、編集可能な形式（AI データ等）及び PDF データの両方

### (2) 納期

アについては令和 6 年 3 月 2 9 日（金）

イ・ウ・エについては令和 6 年 2 月末

### (3) 納品場所

大津市御陵町 3 番 1 号大津市役所別館 3 階

大津市産業観光部観光振興課 ほか指定する場所

## 8 その他

(1) 本業務の内容に疑義が生じた場合は、受託者は委託者と協議の上、その指示に従うこと。委託者において必要と認められるときは、業務の変更又は中止を指示することがある。

(2) 受託者は、本業務実施において生じる全ての成果物、資料、取得された情報等を、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(3) 本業務の成果物に関する著作権については、委託者に帰属されるものとする。ただし、受託者側が従前より保有するものの著作権については、受託者側に留保されるものとし、その場合であっても、本事業の実施にあたっては、委託者が無償で使用することを認めるものとする。

(4) 本業務の遂行に伴い、関係法令上必要となる諸官庁等への申請・届出等は、全て受託者の責任において行うものとする。

(5) 本業務において、受託者の故意または過失により生じた事故及び第三者に与えた損害は、全て受託者の責任により解決するものとする。

(6) 委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ

め委託者に承諾を得た場合は、この限りではない。

- (7) 業務遂行にあたっての作業方法及び進捗状況について、適宜連絡すること。
- (8) 本仕様書に定められていない事項については、双方で協議の上決定すること。
- (9) 契約の履行にあたり、個人情報取扱特記事項を遵守すること。